

## 「教育保健研究」投稿規定

1997年10月1日 制定

2019年6月23日 改正

1. 中国・四国学校保健学会機関誌「教育保健研究」（以下、本誌）に投稿できる者は、中国・四国学校保健学会会員とする。ただし、編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。
2. 本誌への投稿原稿は、学校保健に関するA.総説、B.原著、C.事例報告、D.実践報告、E.資料などとする。ただし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。執筆者は、A.総説、B.原著、C.事例報告、D.実践報告、E.資料のうち掲載分野を選び投稿する。査読により、掲載分野の変更を依頼することがある。
3. 本誌への投稿原稿の掲載は、編集委員会が選出した2名の匿名査読者の査読を受けたのち、編集委員会の審議を経て決定する。
4. 本誌の発行回数は、原則として隔年（西暦の末尾が偶数年）とする。なお、原稿の提出期限は、発行年の5月末とする。
5. 原稿は和文の横書きとし、図表・写真を含め、刷り上がり10ページ（400字詰原稿用紙約40枚）以内とする。
6. 原稿の表紙には、和文及び英文による題目、氏名、所属機関名及び連絡先を記す。論文要旨（400字程度：英文可）とキーワード（3語～5語）も提出する。
7. 論文要旨を英語で記載する際は、英語に関して十分な知識を持つ専門家の校正を受けてから投稿する。
8. 参考及び引用文献は、通し番号を付けて原稿末尾に一括して記載する。なお、参考及び引用文献の記載形式については、雑誌の場合は、著者：題目、雑誌名、巻号、ページ、西暦年号の順とし、単行本の場合には、著者：書名、ページ、発行所、西暦年号の順とする。
9. 投稿から査読終了までの投稿者と編集委員会事務局とのやり取りは、全て電子ファイルで行うので、MS-WORD(マイクロソフト社)もしくはそれに変換可能なワードプロセッサで作成したものを、電子ファイルで送付する。投稿原稿は原則として返却しない。また、本誌に掲載された原稿の著作権は中国・四国学校保健学会に帰属する。
10. 校正は、原則として著者校正1回とする。
11. 投稿者は、掲載料を実費負担（刷り上がり1ページにつき4,000円程度）とする。別刷については、投稿時に希望冊数を申し出る。50部単位とし、実費負担とする。
12. 投稿原稿の送付先は、下記宛とし、電子ファイルで送付する。投稿の際は、査読のための費用として投稿料（4,000円）を郵便振替口座01300-6-105930（中国・四国学校保健学会）に納入し、郵便局の受領書のコピーを原稿とともに電子ファイルで送付する。

**【連絡先】** 〒770-8509 徳島県徳島市蔵本町3-18-15  
徳島大学大学院医歯薬学研究部学校保健学分野  
中国・四国学校保健学会 学会誌編集事務局  
奥田 紀久子  
TEL・FAX：088-633-9041  
Mail：chushi.gakkohoken.journal@gmail.com